

令和 8 年度伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎他  
自動販売機設置（一般競争入札）

募集要項兼入札説明書

令和 8 年 1 月 29 日

伊豆の国市総務部管財営繕課

## 入札の流れ（概要）

### 入札参加申込書の提出

#### 【提出期間】

令和8年1月29日（木）から令和8年2月13日（金）まで

#### 【提出方法】

入札参加申込書に必要書類を添付の上、次の①②いずれかの方法により提出してください。

※受付を完了したものから順次「一般競争入札参加受付書」を交付します。

入札書の提出は、当該受付書の交付後に行ってください。

##### ① 伊豆の国市役所管財営繕課窓口への直接提出

※令和8年2月13日（金）の午後5時までに提出してください。

※窓口での受付時間は、市役所開庁日（平日）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とします。

##### ② 郵送提出（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）

※令和8年2月13日（金）当日消印有効です。

※入札参加申込書の郵送先

〒410-2292 伊豆の国市長岡340番地の1

伊豆の国市総務部 管財営繕課 行

伊豆の国市長 宛

### 入札書の提出

「一般競争入札参加受付書」の交付後に、入札書を提出してください。

#### 【提出期限】

令和8年2月25日（水）

#### 【提出方法】

次の①②いずれかの方法により提出してください。

##### ① 伊豆の国市役所管財営繕課窓口への直接提出。

※別添「管財営繕課窓口での提出方法について」参照

※令和8年2月25日（水）の午後5時までに提出してください。

※窓口での受付時間は、市役所開庁日（平日）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とします。

② 郵送提出（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）

※別添「郵送での提出方法について」参照

※令和8年2月24日（火）までに伊豆長岡郵便局に到達するようにしてください。

※入札書の郵送先

〒410-2292 伊豆の国市長岡 340 番地の1

伊豆の国市総務部 管財営繕課 行

伊豆の国市長 宛

### 入札及び開札

日時 令和8年2月26日（木）午前10時から開始

場所 伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎 3階 第4会議室

※開札は、管財営繕課職員が執行します。

※入札者は、開札会場にお越しいただく必要はありません。なお、立会いを希望する場合は、開札開始時刻までに会場に入室してください。

（立会いの受付・入室は開札開始時刻の30分前からとし、当該時刻を過ぎてからの入室はできません。）

### 契約

落札者と管財営繕課との間で貸付契約を締結します。

### 自動販売機の設置

設置工事は、原則貸付期間内に行ってください。

### 貸付料の納付

貸付料は、別に定める期限までに、本市が発行する納入通知書により納付してください。

## 目 次

1	趣旨・目的	1
2	貸付物件	1
3	入札参加資格	1
4	契約物件	2
5	入札への参加申込	4
6	質問の受付及び回答	5
7	入札	5
8	契約の締結	7
9	貸付料の納付	7
10	必要経費（電気料）の納付	7
11	その他	7
12	問合せ先	8

### 添付書類

- (1) 物件調書
- (2) 自動販売機設置契約書（案）
- (3) 様式等

### 【様式】

- (1) 入札参加申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 自動販売機の実績（様式第3号）
- (4) 質問書（様式第4号）
- (5) 入札書（様式第5号）

## 1 趣旨・目的

伊豆の国市では、市有財産の有効活用を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、行政財産の一部を貸借して飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置し、及び運営する事業者について募集し、一般競争入札によって当該設置事業者を決定します。

## 2 貸付物件

物件番号	施設名称	設置場所	貸付面積 幅(mm)×奥行(mm)	販売種目
1-1	伊豆長岡庁舎	伊豆の国市 長岡 340- 1 (屋内)	1, 300×900	清涼飲料水 (缶、ペットボトル)
1-2	伊豆長岡庁舎別館	伊豆の国市 長岡 184- 2 (屋内)	1, 300×900	清涼飲料水 (缶、ペットボトル)
1-3	大仁庁舎	伊豆の国市 田京 299- 6 (屋外)	1, 300×900	清涼飲料水 (缶、ペットボトル)
1-4	韮山福祉・保健センター	伊豆の国市 四日町 302- 1 (屋内)	1, 300×900	清涼飲料水 (缶、ペットボトル)
1-5	伊豆の国市斎場	伊豆の国市 韮山多田 979- 1 (屋内)	1, 300×790	清涼飲料水 (缶、ペットボトル)

※貸付物件の詳細については、別添の「物件調書」により確認すること。

## 3 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。

- (1) 法人の場合は、静岡県内に本店、又は営業所等を有し、個人の場合は、伊豆の国市内に居住し、業を営んでいること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務（自ら管理し、及び運営するものに限る。）において、2 年以上の実績を有していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 法第 238 条の 3 第 1 項の事務に従事する本市の職員
  - イ 伊豆の国市暴力団排除条例（平成 24 年伊豆の国市条例第 10 号）第 2 条第 3 項に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びに法人その他の団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

- ウ 入札参加申込書を伊豆の国市が指定する期日までに提出しなかった者
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

#### 4 契約条件

##### （1）契約の概要

本件は、法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸付契約とします。

##### （2）貸付期間

貸付期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、貸付期間の更新は認めないものとします。

##### （3）貸付物件への設置台数

貸付物件ごとに自動販売機 1 台、AED（自動体外除細動器）1 台を設置するものとします。ただし、伊豆の国市斎場については、自動販売機のみの設置とします。

##### （4）貸付の制限

次に掲げる行為はできません。違反した場合は、契約解除の事由となります。

ア 貸付物件を自動販売機設置に関する用途以外で使用すること。

イ 貸付物件に建物又は工作物を設置すること。

ウ 貸付物件を第三者に転貸し、又はこれに類する行為をすること。

エ 本契約の権利を第三者に譲渡し、又はこれに類する行為をすること。

##### （5）貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に引渡します。また、貸付物件の返還に当たっては、当該期日までに、伊豆の国市の承諾がある場合を除き、引渡し時と同じ状態に原状回復してください。

##### （6）自動販売機の仕様

ア 省電力、ノンフロン対応等の環境に十分配慮したものであること。

イ キャッシュレス対応型自動販売機とすること。

ウ 500 円硬貨（令和 3 年 11 月から流通している新 500 円硬貨を含む。）及び 1,000 円紙幣（令和 6 年 7 月から流通している新 1,000 円紙幣を含む。）が使用できること。

エ その他物件調書により指定がある場合は、それに従うこと。

##### （7）自動販売機の販売品

ア 販売品目

販売品は、清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、物件調書により指定がある場合は、それに従うこと。

イ 販売形態

販売品は、缶、ペットボトル容器に入った商品の販売とすること。

ウ 販売価格

標準的な小売価格（定価）以下とすること。また、物件調書により指定がある場合は、それに従うこと。

（8）自動販売機の設置

ア 自動販売機の設置は、貸付期間内に行うものとし、日程については、事前に施設の所管課と協議し決定すること。

イ 自動販売機の設置に当たって安全性に問題がないか、据付部を十分に確認し、施設に負担のかからない方法で、転倒防止、耐震対策及び盗難防止等の対策を講ずること。

ウ 電気工事を必要とする場合は、施設の所管課の承諾を得た上で工事を実施すること。

エ 自動販売機の設置が完了したときは、速やかに施設の所管課に報告し、確認検査を受け、施設管理上支障があると認められる場合は、指示に従い、速やかに是正すること。

（9）維持管理

ア 商品の補充、金銭管理などの維持管理については、設置者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 設置した自動販売機1台につき1以上の割合で容器回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収及びリサイクルをして衛生的に良好な状態を保つこと。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機の苦情、故障、不具合などの問い合わせ及び事故等による損害は、設置者の責任において対応するものとする。また、問い合わせの連絡先を自動販売機に明記すること。

（10）貸付料

貸付料は、入札により決定した金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額を年額貸付料とします。入札金額は、5物件を一括した額（税抜）とし、自動販売機及びAEDの設置並びにAEDに係る諸費用（設置・撤去費用、消耗品交換費用等）を考慮した上で提案額を算出してください。

（11）必要経費

ア 自動販売機及び回収ボックスの設置並びに撤去、原状回復等に要する工事費、移転費、維持管理費等にかかる一切の費用は、設置者の負担とします。

イ 自動販売機の運営に要する電気料金については、設置者の負担とする。また、電気使用量を計測するための子メーターは、設置者が設置するものとします。

(12) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況（売上本数及び売上金額）は1ヶ月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに売上報告書を提出すること。

## 5 入札への参加申込

(1) 入札参加申込書の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月13日（金）まで

イ 提出場所

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡340番地の1

伊豆の国市役所 総務部 管財営繕課

ウ 提出方法

入札参加申込書に必要書類を添付の上、次の①②いずれかの方法により提出してください。

① 直接提出

※令和8年2月13日（金）の午後5時までに提出してください。

※窓口での受付時間は、市役所開庁日（平日）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とします。

② 郵送提出（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）

※令和8年2月13日当日消印有効です。

(2) 提出書類

	提出書類	備 考	法人	個人
1	入札参加申込書	・様式第1号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	登記簿謄本	・履歴事項全部証明書	<input type="radio"/>	
3	応募者の住民票	・発行後3ヶ月以内のもの（コピー可）		<input type="radio"/>
4	納税証明書	・発行後3ヶ月以内のもの ・法人の場合は法人市民税納税証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	印鑑証明書	・発行後3ヶ月以内のもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	誓約書	・様式第2号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7	自動販売機の運営実績	・様式第3号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(3) 一般競争入札参加受付書

提出された入札参加申込書等に基づき審査を行い、受領を決定した申込みについて「一般競争入札参加受付書」を交付します。入札書の提出は、当該受付書の交付後に行ってください。

#### (4) 入札に当たっての留意事項

- ア 現地説明会等は行いません。現地の確認を希望する方は、各自で施設所管課に連絡の上確認をお願いします。
- イ 入札参加申込書の受付後に当該参加資格が無いことが判明した場合は、入札参加申込の受付を取り消します。

### 6 質問の受付及び回答

#### (1) 受付期間

令和8年1月29日（木）午前9時から令和8年2月6日（金）午後5時まで

#### (2) 受付方法

受付期間内に質問書（様式第4号）をメールで提出してください。

#### (3) 質問の回答

質問を受けた日から概ね3日以内（閉庁日を除く）に市ホームページ上で質問及び回答を掲載します。

### 7 入札

本案件は、入札書の事前提出方式による入札となります。開札当日に会場にお越しいただく必要はありません。次の方法により入札書の提出をお願いします。

#### (1) 入札書の提出期限及び提出方法

##### ア 提出期限

令和8年2月25日（水）

##### イ 提出方法

次の①②いずれかの方法により提出してください。

###### ① 直接提出

※別添「管財営繕課窓口での提出方法について」参照

※令和8年2月25日（水）の午後5時までに提出してください。

※窓口での受付時間は、市役所開庁日（平日）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とします。

###### ② 郵送提出（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）

※別添「郵送での提出方法について」参照

※令和8年2月24日（火）までに伊豆長岡郵便局に到着するようにしてください。

##### ※入札書の提出先（郵便番号にご注意ください）

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340 番地の1

伊豆の国市総務部管財営繕課 行

伊豆の国市長 宛

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月26日（木）午前10時から

イ 場所

伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎 3階 第4会議室

(3) 提出書類

	持ち物	備考
ア	入札書及び封筒	<ul style="list-style-type: none"><li>・入札価格は「税抜の年額貸付料」</li><li>・封筒は、外から中が見えないものを使用し、別添の「管財営繕課窓口での提出方法について」及び「郵送での提出方法について」を参照し作成すること。</li><li>・入札書は、管財営繕課窓口へ直接提出する場合であっても必ず封筒に入れて提出すること。</li><li>・1通の封筒に複数の入札書を入れないこと。</li><li>・委任状は必要ありません。</li></ul>

(4) 落札者への通知及び入札結果の公表

ア 入札後、落札者に対して電話でお知らせします。

イ 入札結果については、伊豆の国市ホームページに掲載します。

(5) 入札方法

ア 開札は、開札会場において管財営繕課職員が執行します。

イ 入札者は、開札会場にお越しいただく必要はありません。なお、立会いを希望する場合は、開札開始時刻までに会場に入室してください。（立会いの受付・入室は開札開始時刻の30分前からとし、当該時刻を過ぎてからの入室はできません。）

ウ 提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

エ 開札の結果、伊豆の国市が事前に定めた最低貸付料（年額、事後公表）以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格を入札した者を落札者とします。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(6) 入札保証金

入札保証金は免除します。

(7) 入札の無効

ア 入札参加資格のない者がした入札

- イ 所定の入札書（様式第5号）によらない入札
- ウ 記載事項の不明な入札又は記名押印のない入札
- エ 同一物件について2通以上の入札をした入札
- オ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- カ 入札に関し不正行為があつた入札
- キ その他入札条件に違反した入札

## 8 契約の締結

### （1）契約の締結

- ア 落札者は、伊豆の国市と「自動販売機設置契約」（以下「契約」という。）を締結いたします。契約書（案）は別添のとおりです。
- イ 契約金額は、年額の貸付料とします。契約に関する必要な費用は、落札者の負担とします。
- ウ 落札者が本件について契約を締結しない場合は、落札が無効となり今後5年間、本件一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

## 9 貸付料の納付

貸付料は、年度ごとに伊豆の国市が発行する納入通知書により、伊豆の国市が指定する期日までに伊豆の国市が指定する金融機関の口座に納入していただきます。

## 10 必要経費（電気料金）の納付

自動販売機の運営に要する電気料金は、設置者が設置した計測用子メーターにより伊豆の国市が使用電気量を確認した上で、毎月の使用料金を算定します。使用料金は、月ごとに伊豆の国市が発行する納入通知書により、伊豆の国市が指定する期日までに伊豆の国市が指定する金融機関の口座に納入していただきます。

## 11 その他

本書に定めのない事項は、法令及び伊豆の国市契約規則（平成17年伊豆の国市規則第29号）及び伊豆の国市財産管理規則（平成17年伊豆の国市規則第30号）の定めるところにより処理するものとします。

## 12 問合せ先

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340 番地の1

伊豆の国市 総務部 管財営繕課

電話番号：055-948-1451

E-mail : kanzai@city.izunokuni.shizuoka.jp